

燕市都市公園条例の一部改正について

燕市都市公園条例（平成18年燕市条例第166号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市都市公園条例の一部を改正する条例

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合の表公園施設の管理の項中「1.08を乗じて得た額」を「消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。